



Always by your side

AIC Vietnam

Mirai Consulting Group

企業、駐在員事務所の年次労働関連の報告義務

報告書の書類		行政処分
1. 労働者数に関する変化の状況		
提出期間： ・上半期の報告： 6 月 5 日まで ・年次報告： 12 月 5 日まで	報告しない雇用者に対し、1,000 万～2,000 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 8 条 2 項 c および第 6 条 3 項 b)	
2. 労働安全・労働衛生の状況		
提出期限： ・年次報告、翌年 1 月 10 日まで	期限までに報告を行わない、または不完全、事実と異なる報告をした雇用者に対し、200 万～600 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 20 条 2 項および第 6 条 3 項 b)	
3. 労働災害の統計・報告		
提出期限 ・上半期の報告： 7 月 5 日まで ・年次報告：翌年 1 月 10 日まで	期限までに報告を行わない、または不完全、事実と異なる報告をした雇用者に対し、1,000 万～2,000 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 20 条 3 項および第 6 条 3 項 b)	
4. 失業保険の加入状況		
提出期限 ・年次報告：翌年 1 月 15 日まで	正確、完全およびタイムリーな情報を提供しない雇用者に対し、1,000 万～2,000 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 39 条 4 項および第 6 条 3 項 b)	
5. 医療労働報告		
提出期限 ・上半期の報告： 7 月 5 日まで ・年次報告：翌年 1 月 10 日まで	法規に基づき労働安全衛生に関する報告を行わない、または期限どおりに報告を行わなかった雇用者に対し、200 万～600 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 20 条 2 項および第 6 条 3 項 b)	
6. 労働者数の変更状況 (50 名以上の労働者の増減がある場合にのみ適用される。)		
提出期限 ・上記のような労働者数変更が発生した場合	法規に基づき労働者数の変更がある際、所在地における職業紹介センターに報告しない雇用者に対し、400 万～800 万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第 41 条 3 項および第 6 条 3 項 b)	

以上。

HA NOI HEAD OFFICE
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung Ward, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH
ROOM713 9th floor,JPR
Yokohama Bldg., 1
Chome-5-10, Kitasaiwai,
Nishi-Ku, Yokohama-Shi,
Kanagawa-Ken, Japan

DANANG OFFICE
Zone G, 5F, Danang Software Park,
02 Quang Trung, Hai Chau Ward.,
Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE
5F, SFC Building, 09 Dinh Tien
Hoang, Saigon Ward, Ho Chi
Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468